

改正

平成19年2月26日条例第13号

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の募集)

**第2条** 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示して指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地、設置の目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定を受けるために必要な資格
- (5) 申請期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(申請)

**第3条** 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、市長等に申請しなければならない。

(申請できない法人等)

**第4条** 次の各号に掲げる法人等は、前条の規定にかかわらず、申請することができない。ただし、第3号に掲げるものについては、教育委員会の職務に関する公の施設を除き、この限りでない。

- (1) 市議会議員が代表者その他の役員であるもの
- (2) 市長又は副市長が代表者その他の役員であるもの。ただし、市が資本金その他これに準ずるものの100分の50以上を出資しているものを除く。
- (3) 教育委員会委員が代表者その他の役員であるもの。ただし、市が資本金その他これに準ずるものの100分の50以上を出資しているものを除く。

(候補者の選定)

**第5条** 市長等は、第3条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる基準により最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設について市民の平等かつ公平な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 公の施設の管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、最も効果的かつ効率的な公の施設の管理を行わせるものとして市長等が必要と認めること。

(公募によらない選定等)

**第6条** 市長等は、前条各号に掲げる基準を満たす法人等で当該公の施設の性格、事業の内容、規模等に照らし、その管理を行わせることにより特に設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと認めるものがあるときは、第2条の規定にかかわらず、当該法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

(選定審査会)

**第7条** 前2条の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっては、候補者選定を公正かつ適正に行うため、別に定める立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の指定)

**第8条** 市長等は、第5条又は第6条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

**第9条** 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次の各号に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理の基準に関する事項
- (4) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (5) 利用料金に関する事項

- (6) 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- (7) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (8) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (9) 業務報告の聴取等に関する事項
- (10) 指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

(業務の範囲)

**第10条** 指定管理者が行う管理の業務は、次の各号に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の承認等に関する業務
- (3) 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務

(事業報告書の作成及び提出)

**第11条** 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、当該管理する公の施設に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

**第12条** 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経営の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第13条** 市長等は、指定管理者が公の施設の管理の適正を期するための指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができない

と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 第8条第3項の規定は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において準用する。

(個人情報の取扱い等)

**第14条** 指定管理者は、立川市個人情報保護条例(平成元年立川市条例第55号)の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たり、保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止その他の保有する個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の行う公の施設に係る管理の業務に従事する者又は従事していた者は、当該業務について知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 指定管理者は、立川市情報公開条例(平成12年立川市条例第49号)の趣旨にのっとり、当該管理する公の施設に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(原状回復義務)

**第15条** 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、管理しなくなった公の施設の当該施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第16条** 指定管理者は、故意又は過失により当該管理する公の施設若しくは設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第17条** この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成19年2月26日条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。